第二十三条第五項の表第十一条の八の十五の項を次のように改める。

第十一条の八の十五	第四十三条第三項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項
	第四十三条第二項及び第三項	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた同法第四十二条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項
	第二十五条において準用する法第七十七条第四項	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた同法第四十二条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項
	廃止前農林共済法第三十七条第三項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項

第二十六条第一項の表改定率改定政令第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同表改定率改定政令第五条第二項の項を削る。

第二十六条の二の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項及び第二項」を「第四十三条第一項」に改める。

第二十六条の三中「第四号から第十六号まで」を「第三号及び第五号から第十九号まで」に改める。

第二十一条　平成九年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表第七十八条の二第二項各号の項を次のように改める。

第七十八条の二第二項	申出を	申出（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。次項及び附則第十三条の九において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を
	同項	前項
	五年	十年

第二十三条第一項の表第七十八条の二第四項の項の前に次のように加える。

第七十八条の二第三項	申出を	申出（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を

第二十三条第一項の表附則第十三条の九第一項の項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）」を「平成九年経過措置政令」に改め、同条第五項の表第十一条の七の三の二第一項の項を次のように改める。

第十一条の七の三の二第一項	の申出	に規定する支給繰下げの申出（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第四項において同じ。）
	六十月	百二十月

第二十三条第五項の表附則第六条の四第六項の項の次に次のように加える。

附則第六条の四第七項	申出（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）

第二十三条第五項の表附則第六条の四第七項の項中「附則第六条の四第八項」を「附則第六条の四第七項」に改める。

第二十六条第一項の表厚生年金保険法第四十三条の四第三項及び第四十三条の五第三項の項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第四十四条の三第五項	第一項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項
	により老齢厚生年金	により平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	同項の申出を	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出を
	他の年金たる給付	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する他の年金である給付

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十二条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。